資料３－１

太平洋クロマグロの漁業法に基づく資源管理について

■　太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、「30㎏未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「３０㎏以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という漁獲量の上限を設定するなど厳しい資源管理措置に取り組むこととなった。

■　これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め全ての漁法で厳しい資源管理に取り組んでおり、第４管理期間（平成３０年７月）から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（ＴＡＣ）管理が行われ、令和２年１２月１日以降は、改正漁業法に基づいてＴＡＣ管理が行われております

【管理期間】

	R2												R3												R4											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
沖合漁業	ＴＡＣ管理（１／１～１２／３１）												ＴＡＣ管理（１／１～１２／３１）												ＴＡＣ管理（１／１～１２／３１）											
	第６管理期間												令和３管理年度（第７管理期間）												令和４管理年度											
沿岸漁業			ＴＡＣ管理（４／１～３／３１）										ＴＡＣ管理（４／１～３／３１）												ＴＡＣ管理（４／１～３／３１）											

ＴＡＣとは、Ｔｏｔａｌ　Ａｌｌｏｗａｂｌｅ　Ｃａｔｃｈ（ 漁獲可能量）の略。
魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。
サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ等８魚種で実施中。

【令和３管理年度（第７管理期間）当初における北海道知事管理量】

資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	採捕の種類別の割当量	備　考
クロマグロ小型魚（30㎏未満）	令和３年４月 1日から令和４年3月31日まで	11.3トン（全数量を留保）	「定置網漁業を除く採捕」及び「定置網漁業による採捕」の割当量は、３月下旬に北海道計画が決定される。	
クロマグロ大型魚（30㎏以上）		291.3トン		